

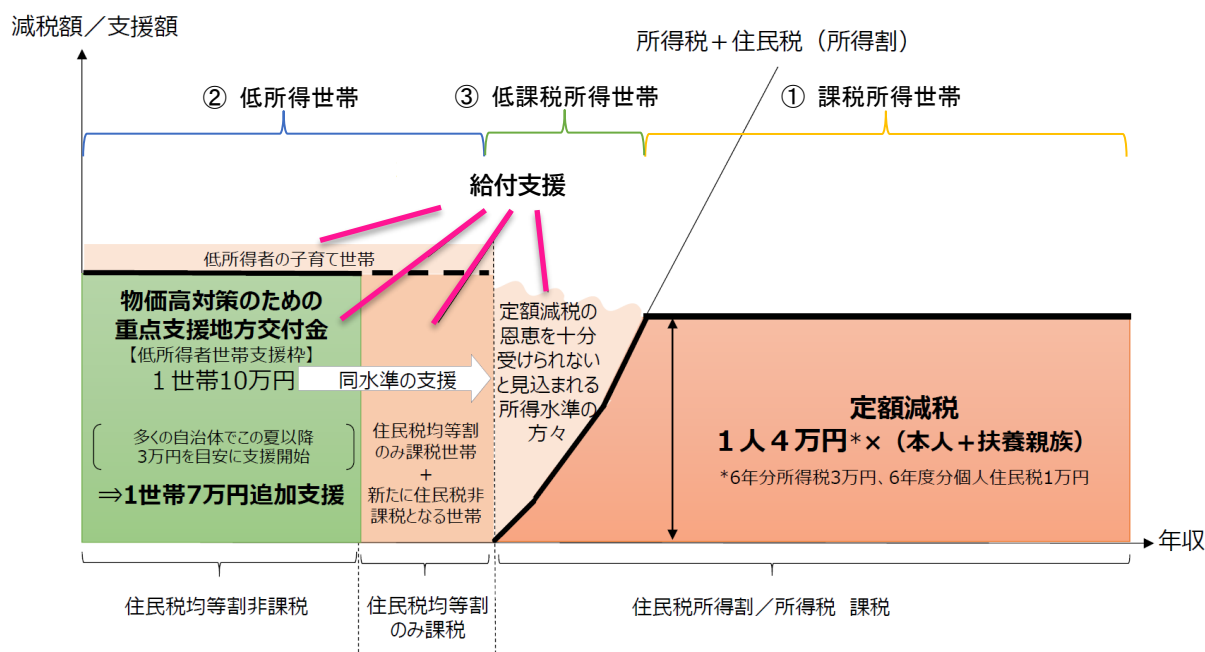
定額減税と給付支援について

政府・与党は令和6年度税制改正で、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和する目的で、個人所得課税における定額減税を決定しました。加えて、定額減税の恩恵が受けられない低所得者世帯へは給付支援を行うことを決定しました。既に大きく報道されていますが、仕組みが複雑な事もあり、税制改正に関するトピックスとして改めて分かりやすくまとめました。

✚ 定額減税と給付支援の大枠

今回の対策は仕組みが複雑です。支援の受け方が定額減税であったり給付であったりと、人により異なります。まず全体像を表すと、次のイメージ図のようになります。

定額減税と給付支援の全体像（イメージ図）



(出所)「2023.10.26 政府与党政策懇談会資料」を基に作成

今回の対策は、年収別に区分された3つの世帯層に対して、それぞれ以下の方法で行われます。

- ① 課税所得世帯（図の右側）：所得税等を十分納めており、定額減税を全額控除できる世帯
支援は**全て定額減税**で行われます。
- ② 低所得世帯（図の左側）：所得税等を殆ど納めておらず、定額減税を全く控除できない世帯
支援は**全て給付**で行われます。
- ③ 低課税所得世帯（図の中央）：納める所得税等が少なく、定額減税の一部しか控除できない世帯
支援は**定額減税と給付の組合せ**で行われます。

では、それぞれについて詳細を説明します。

✚ 定額減税と給付の詳細

① 課税所得世帯

納税者本人と同一生計配偶者または扶養家族を対象に、一人あたり、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税（所得割部分）1万円の定額減税を実施します。例えば、4人家族の場合は、 $(3万円 + 1万円) \times 4人 = 16万円$ が定額減税の金額となります。

ただし、富裕層を対象から外すため、納税者の合計所得金額が1,805万円（給与所得の場合は年収2,000万円）を超える人を減税対象から除外する所得制限が設けられます。

定額減税の時期ですが、給与所得者の場合、所得税減税分は令和6年6月の源泉徴収税額から控除され、単月で控除しきれなかった場合は翌月に繰り越し、順次控除されます。また、個人住民税分は、令和6年6月の特別徴収を行わず、翌7月から令和7年5月の11か月に渡り均等に特別徴収税額から控除します。共働きの場合は、それぞれの源泉徴収において控除されます。

給与所得者以外の減税時期や方法は収入の形態によって異なり、フリーランスなどの多くは翌年の確定申告時に税額控除されることとなります。

② 低所得世帯

住民税非課税および住民税の均等割のみ課税されている低所得世帯には、定額減税に代わって、一世帯あたり10万円が給付支援されます。ただし、昨年既に3万円が給付されている住民税非課税世帯は、それを差し引いた7万円が追加給付される形です。詳しくは以下の表のようになります。

対象世帯	給付金額
令和5年度住民税非課税世帯	7万円
令和5年度住民税均等割のみ課税世帯	10万円
令和6年度新たな住民税非課税世帯	10万円
令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯	

更にこれらの世帯のうち、18歳以下の子どもがいる場合は、一人あたり5万円が追加給付されます。

給付の時期ですが、令和5年度の対象世帯は2~3月頃、令和6年度の対象世帯は7月頃が予想されていますが、自治体により時期に差が出る可能性があります。

③ 低課税所得世帯

納める所得税等が少なく、一人あたり合計4万円の定額減税の一部しか控除できない世帯には、減税額に達するまでの差額を1万円単位で切り上げて給付します。例えば、所得税等25,000円を納めている場合は、25,000円は税額控除され、4万円の定額減税との差額となる15,000円を切り上げた2万円が給付されます。

給付の時期は未定ですが、実際の控除額と定額減税との差額が確定しないと給付金額が確定しないため、来年以降になることも考えられます。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒105-0012

東京都港区芝大門 1-1-32

御成門エクセレントビル 8階

TEL : 03-6459-0161 FAX : 03-6435-7717

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先